

竹林整備促進事業

■ 現状と課題

- 糸島市内には、竹林約360ha、耕作放棄地への侵入竹林約450haが存在。そのほとんどは手入れされず放置状態。
- 市土及び環境保全の観点から、また、バイオマス活用の観点からも竹の有効活用と合わせた竹林の整備が求められている。
- 放置竹林の問題
 - 成長が早く樹高が高いため、森林や農地へ地下茎を伸ばし、既存樹木を枯らし竹林に変わってしまう。
 - 地下茎が浅く、林床の植生も少ないため、大雨が降ると斜面崩壊の危険が高くなる。
 - 放置竹林は過密になり、下層植生が育たず、生物多様性が低下する。
 - 道路隣接部では、風や雪により倒伏し通行に支障が出る
- 糸島方式の竹林対策を確立するため、産学公で竹製品製造の事業化をめざした研究を続けており、今回、第1段階としての「竹林整備促進事業」を開始する。

■ 事業の目的

- 市民、団体、事業者、市が協働で、竹の資源としての有効活用と竹林整備を進める。

■ 事業の内容

- 福岡県が歩掛を作成し、法面保護工法として推奨している「空中窒素固定菌誘導型緑化工」の原料となる竹粉の生産を市内事業者が平成26年6月下旬から開始される。
- 市は、竹林の整備促進のため、市内事業者が買い取られる竹の価格(5,000円/t)に3,000円/tの糸島市商工会商品券を上乗せ交付する。

【イメージ図】

